

六ヶ所再処理工場

9月7日審査会合

2026年度中のしゅん工はほぼ不可能

しゅん工前に高レベル廃液の全量をガラス固化せよ ガラス固化を使用前事業者検査として実施させよ

原子力規制委員会は9月7日、六ヶ所再処理工場の審査会合を開いた。前回6月8日の審査会合で、日本原燃は設工認（設計及び工事の計画の認可）の補正申請書を3、4ヶ月で提出する意向を示していた。ところが、補正申請書を作る前提となる補足説明資料の提出等がまだ半分程度しか進んでないことが明らかにされた。補正申請書を提出しても、その後、規制委の審査がある。保安規定審査、使用前事業者検査、「溶液・廃液処理」、重大事故等対処訓練などもある。今年度末（2027年3月）とするしゅん工計画の破綻はますます明確になった。

この日の会合で原燃は、溜まっている高レベル廃液のガラス固化をしゅん工前に行いたいとし、スケジュール等を示した。しかし、固化する廃液の量を明確にしていない。また、規制の対象外である自主的な「確認運転」として行うとした。

高レベル廃液は液体のままでは重大事故を起こす危険性が高い。このため原燃も規制委も固体化して危険性を低減する必要があると繰り返し述べている。

ところが、これまでガラス固化試験は失敗が続いてきた。ガラス固化が危険性を低減するのに重要な安全機能であるにもかかわらず、まともにできないというのは極めて深刻な問題だ。

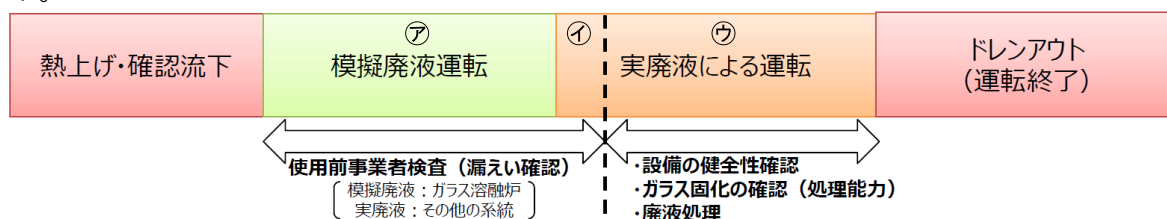
このため、しゅん工前に溜まっている高レベル廃液の全量をガラス固化すべきだ。そして規制委は安定してガラス固化体を作り続けられることを使用前事業者検査として確認すべきだ。

◆原燃は保安規定を2段階にして、ガラス固化等をしゅん工前に実施すると報告

しかし、ガラス固化する廃液の量は不明、自主的活動で実施しようとしている

この日の会合で原燃は、しゅん工前に「確認運転」を行いたいとし、その内容等下記のように示した。

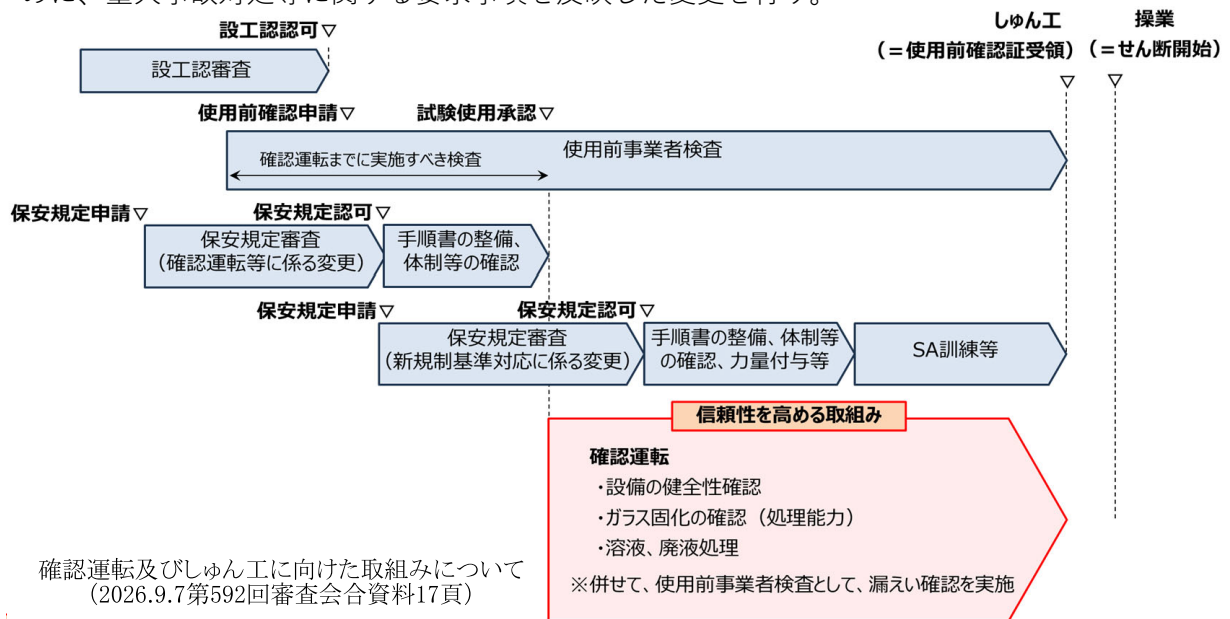
- ・「確認運転」では、設備の健全性確認、ガラス溶融炉の処理能力の確認、「溶液・廃液処理」を行う。
- ・アクティブ試験で生じた廃液、溶液で、固体化されていないものについて、「廃液処理」で高レベル濃縮廃液等をガラス固化し、「溶液処理」でプルトニウム濃縮液等をMOX粉末等にする。
- ・ガラス溶融炉について、下図のように、㊦使用前事業者検査とするが、実廃液ではなく模擬廃液での溶融炉の漏えい検査、㊧使用前事業者検査として、実廃液を使った溶融炉に廃液を移送する配管等の系統の漏えい検査、㊨実廃液を使った「確認運転」（処理能力の確認、「廃液処理」等）を行う。使用前事業者検査終了後は、溶融炉を停止せず、継続して㊨の「確認運転」を行う。



ガラス溶融炉1基あたりの使用前事業者検査、確認運転の流れ(2026.9.7第592回審査会合資料21頁図に㊦㊧㊨を加筆)

- ・保安規定変更認可申請は下図のように2段階で行い、1段階目の認可後に「確認運転」を開始

する。1段階目は、「確認運転」に関係する変更を行う。2段階目は、新規制基準に適合するために、重大事故対処等に関する要求事項を反映した変更を行う。



規制庁は、新規制基準適合前の「確認運転」の実施は相当慎重に検討が必要と懸念を示した。

原燃が保安規定変更申請を2段階で進めようとするのは、「確認運転」を早く始めることで、できるだけ早くしゅん工にこぎつけたいと考えているからだろう。しかしそれは安全軽視だ。「確認運転」は重大事故対策の入った新規制基準対応の保安規定の認可、重大事故対処訓練の終了後に行うべきだ。原燃の上図では、「確認運転」をしゅん工前に必ず実施するのかは不明だ。ガラス固化等の「廃液処理」の完了前にしゅん工してはならない。

◆溜まっている高レベル廃液を全てガラス固化せよ

原燃は「廃液処理」での処理量を明確にしていない。この日の会合の資料では「廃液処理において、工程内の廃液は全て処理せず、貯槽内の液性状を均一化するための攪拌に必要な液、将来のガラス熔融炉の運転を安定的に行うために必要な液等は工程内に残る」としている。これらの「必要な液」の量、「必要な」理由は不明だが、これらの「必要な液」以外は全量処理することなのか。原燃は、「必要な液」の量、必要である理由を明らかにすべきだ。まともな理由なしに廃液を固化せずに溜め続けることは許されない。

◆ガラス固化を自主的取り組みとせず、規制委は使用前事業者検査として確認せよ

この日の会合で、漏えい検査のみ使用前事業者検査とし、ガラス固化は自主的活動とする原燃の方針に対し、規制委・規制庁からは異論は出なかった。

このことに関連し、9月9日の規制委員長定例会見で記者より、「原燃の方針では、使用前事業者検査として漏えい検査が行われた後、継続して自主活動としてガラス固化が行われることになるが、ガラス固化でトラブルが生じて、漏えい検査さえ上手くいけば使用前確認証を交付するのか」と質問が出た。山中委員長は記者の発言に同調し、「ガラス固化の過程で、保安規定の定め抵触することが起こるかを見ないといけなかもしれない。このようなことを使用前事業者検査の項目に追加するかはこれからの議論だ」という趣旨を述べた。

規制委は、高レベル廃液を全量固化できるかを使用前事業者検査の項目に追加させ、ガラス固化に対する使用前確認を行うべきだ。